

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	茅ヶ崎市事務分掌規則 第15条第5項(5) 「市有建築物(教育施設に係るものを除く。)に係る工事の設計及び監督に関すること。」

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	茅ヶ崎市事務分掌規則 第15条第5項(5) 「市有建築物(教育施設に係るものを除く。)に係る工事の設計及び監督に関すること。」

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公営住宅法 <p>第3条 地方公共団体は、常にその区域内の住宅事情に留意し、低額所得者の住宅不足を緩和するため必要があると認めるときは、公営住宅の供給を行わなければならない。</p> <p>第15条 事業主体は、常に公営住宅及び共同施設の状況に留意し、その管理を適正かつ合理的に行うように努めなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公営住宅整備事業等補助要領 <p>第3の6 公営住宅整備事業及び準公営住宅整備事業は、公営住宅等長寿命化計画（公営住宅等ストック総合改善事業対象要綱第2第1項15号に規定する計画）に基づいて行われるものであること。</p>

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<p>・茅ヶ崎市営住宅運営審議会規則</p> <p>第2条 審議会は、市営住宅の入居者の選考並びに市営住宅の整備及び管理に係る基本的事項、家賃その他市営住宅の運営に関する事項につき市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は建議するものとする。</p> <p>・茅ヶ崎市営住宅条例</p> <p>第9条第2項 市長は、前項各号に規定する者について住宅に困窮する実情を調査し、住宅に困窮する度合いの高い者から入居者を決定する。</p> <p>4 第2項に規定する住宅困窮度の判定基準は、市長が茅ヶ崎市営住宅運営審議会の意見を聴いて定める。</p> <p>5 市長は、第1項各号に規定する者のうち、次の各号のいずれかに該当する者で速やかに市営住宅に入居することを必要としているものについては、前3項の規定にかかわらず、茅ヶ崎市営住宅運営審議会に諮り優先的に選考して入居させることができる。</p> <p>(1) 第5条各号に掲げる事由に係る者</p> <p>(2) 市の行う公共事業により住宅を除却される者</p> <p>(3) 20歳未満の子を扶養している寡婦又は寡夫</p> <p>(4) 低額所得者(収入の額が市長が定める基準の額以下である者)</p> <p>(5) 60歳以上の者で規則で定める親族とのみ現に同居し、又は同居しようとするもの</p> <p>(6) 規則で定める心身障がい者(現に同居し、又は同居しようとする親族に心身障がい者がいる者を含む。)</p> <p>(7) 第6条第2項各号に掲げる者</p> <p>(8) その他前各号に準ずる者</p> <p>・茅ヶ崎市営住宅条例施行規則</p> <p>第5条 公開抽選は、茅ヶ崎市営住宅運営審議会委員1人の立会いのもとに行う。</p> <p>第8条 条例第12条第1項に規定する入居補欠者の数は、市長が公募の都度茅ヶ崎市営住宅運営審議会に諮って定める。</p>

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<ul style="list-style-type: none">・ 公営住宅法 <p>第3条 地方公共団体は、常にその区域内の住宅事情に留意し、低額所得者の住宅不足を緩和するため必要があると認めるときは、公営住宅の供給を行わなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 公営住宅整備事業等補助要領 <p>第3の6 公営住宅整備事業及び準公営住宅整備事業は、公営住宅等長寿命化計画に基づいて行われるものであること。</p>

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<ul style="list-style-type: none">・ 公営住宅法 <p>第3条 地方公共団体は、常にその区域内の住宅事情に留意し、低額所得者の住宅不足を緩和するため必要があると認めるときは、公営住宅の供給を行わなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 公営住宅整備事業等補助要領 <p>第3の6 公営住宅整備事業及び準公営住宅整備事業は、公営住宅等長寿命化計画に基づいて行われるものであること。</p>

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<ul style="list-style-type: none">・ 公営住宅法 第15条 事業主体は、常に公営住宅及び共同施設の状況に留意し、その管理を適正かつ合理的に行うように努めなければならない。 ・ 茅ヶ崎市営住宅条例 第3条の3 市営住宅等は、安全、衛生、美観等を考慮し、かつ、入居者等にとって便利で快適なものとなるように整備しなければならない。

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<p>・公営住宅法</p> <p>第7条 国は、事業主体が住生活基本法(平成十八年法律第六十一号)第十七条第一項に規定する都道府県計画(以下単に「都道府県計画」という。)に基づいて公営住宅の建設等をする場合においては、予算の範囲内において、当該公営住宅の建設等に要する費用(当該公営住宅の建設をするために必要な他の公営住宅又は共同施設の除却に要する費用を含み、公営住宅を建設するための土地の取得等に要する費用及び公営住宅を買い取るための土地の取得に要する費用を除く。以下この条及び次条において同じ。)の二分の一を補助するものとする。</p> <p>第11条 事業主体は、第七条から前条までの規定により国の補助(第七条第五項又は第八条第六項の規定により第七条第一項若しくは第二項又は第八条第一項の規定による国の補助とみなされるものを除く。)を受けようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、事業計画書及び工事設計要領書を添えて、国の補助金の交付申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。</p> <p>第17条 国は、第七条第一項若しくは第八条第三項の規定による国の補助を受けて建設若しくは買取りをした公営住宅又は都道府県計画に基づいて借上げをした公営住宅について、事業主体が前条第一項本文の規定に基づき家賃を定める場合においては、政令で定めるところにより、当該公営住宅の管理の開始の日から起算して五年以上二十年以内で政令で定める期間、毎年度、予算の範囲内において、当該公営住宅の近傍同種の住宅の家賃の額から入居者負担基準額を控除した額に二分の一を乗じて得た額を補助するものとする。</p>

<p>法的 実施根拠</p>	<p>あり</p>
<p>根拠法令 抜粋</p>	<p>・公営住宅法</p> <p>第27条4 公営住宅の入居者は、当該公営住宅を模様替し、又は増築してはならない。ただし、事業主体の承認を得たときは、この限りでない。</p> <p>5 公営住宅の入居者は、当該公営住宅の入居の際に同居した親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)以外の者を同居させようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、事業主体の承認を得なければならない。</p> <p>6 公営住宅の入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該入居者と同居していた者は、国土交通省令で定めるところにより、事業主体の承認を受けて、引き続き、当該公営住宅に居住することができる。</p> <p>・茅ヶ崎市営住宅条例</p> <p>第14条 営住宅の入居者は、当該市営住宅への入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするときは、市長の承認を得なければならない。</p> <p>第15条 市営住宅の入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該入居者と同居していた者が引き続き当該市営住宅に居住を希望するときは、当該入居者と同居していた者は、省令第12条で定めるところにより、市長の承認を得なければならない。</p> <p>第30条 入居者は、市営住宅を模様替し、又は増築してはならない。ただし、原状回復又は撤去が容易である場合において、市長の承認を得たときは、この限りでない。</p>

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<p>・ 公営住宅法</p> <p>第16条 公営住宅の毎月の家賃は、毎年度、入居者からの収入の申告に基づき、当該入居者の収入及び当該公営住宅の立地条件、規模、建設時からの経過年数その他の事項に応じ、かつ、近傍同種の住宅の家賃(次項の規定により定められたものをいう。以下同じ。)以下で、政令で定めるところにより、事業主体が定める。ただし、入居者からの収入の申告がない場合において、第三十四条の規定による報告の請求を行つたにもかかわらず、公営住宅の入居者がその請求に応じないときは、当該公営住宅の家賃は、近傍同種の住宅の家賃とする。</p> <p>6 前各項に規定する家賃に関する事項は、条例で定めなければならない。</p> <p>・ 茅ヶ崎市営住宅条例</p> <p>第19条 市長は、入居者から、第13条第4項の入居指定日から当該入居者が市営住宅を明け渡した日(第34条第1項又は第39条第1項の規定による明渡しの請求のあったときは当該明渡しの期限として指定した日の前日又は明け渡した日のいずれか早い日、第44条第1項の規定による明渡しの請求のあったときは当該明渡しの請求のあった日)までの間、家賃を徴収する。</p> <p>2 入居者は、毎月末日(月の途中で明け渡した場合にあっては、明け渡した日)までに、その月分の家賃を納付しなければならない。ただし、その期限が、日曜日若しくは土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日又は1月2日若しくは同月3日に当たるときは、これらの日の翌日をもってその期限とみなす。</p> <p>第20条 家賃を前条第2項に規定する納期限までに納付しない者に対する督促及び延滞金の徴収については、茅ヶ崎市税外収入金の督促及び延滞金の徴収に関する条例(平成10年茅ヶ崎市条例第7号)の定めるところによる。</p>

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<p>・公営住宅法</p> <p>第32条 事業主体は、次の各号のいずれかに該当する場合には、入居者に対して、公営住宅の明渡しを請求することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 入居者が不正の行為によつて入居したとき。 二 入居者が家賃を三月以上滞納したとき。 三 入居者が公営住宅又は共同施設を故意に毀き損したとき。 四 入居者が第二十七条第一項から第五項までの規定に違反したとき。 五 入居者が第四十八条の規定に基づく条例に違反したとき。 六 公営住宅の借上げの期間が満了するとき。 <p>2 公営住宅の入居者は、前項の請求を受けたときは、速やかに当該公営住宅を明け渡さなければならない。</p> <p>4 前項の規定は、第一項第二号から第五号までの規定に該当することにより事業主体が当該入居者に損害賠償の請求をすることを妨げるものではない。</p> <p>・茅ヶ崎市営住宅条例</p> <p>第44条 市長は、入居者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該入居者に対し、当該市営住宅の明渡しを請求することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 不正の行為により入居したとき。 (2) 家賃を3月以上滞納したとき。 (3) 市営住宅又は共同施設を故意に毀き損したとき。 (4) 正当な事由によらないで15日以上市営住宅を使用しないとき。 (5) 第14条第1項、第15条第1項又は第25条から第30条までのいずれかの規定に違反したとき。 (6) 暴力団員であることが判明したとき(同居者が該当するときを含む。) (7) 市営住宅の借上げの期間が満了するとき。 <p>2 前項の規定による市営住宅の明渡しを請求を受けた入居者は、速やかに当該市営住宅を明け渡さなければならない。</p> <p>4 市長は、第1項第2号から第6号までの規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対し、請求の日の翌日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額の金銭を徴収することができる。</p>

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<p>・公営住宅法</p> <p>第22条 事業主体は、災害、不良住宅の撤去、公営住宅の借上げに係る契約の終了、公営住宅建替事業による公営住宅の除却その他政令で定める特別の事由がある場合において特定の者を公営住宅に入居させる場合を除くほか、公営住宅の入居者を公募しなければならない。</p> <p>2 前項の規定による入居者の公募は、新聞、掲示等区域内の住民が周知できるような方法で行わなければならない。</p> <p>第25条 事業主体の長は、入居の申込みをした者の数が入居させるべき公営住宅の戸数を超える場合においては、住宅に困窮する実情を調査して、政令で定める選考基準に従い、条例で定めるところにより、公正な方法で選考して、当該公営住宅の入居者を決定しなければならない。</p> <p>・茅ヶ崎市営住宅条例</p>
	<p>第4条 市長は、法第22条の規定による入居者の公募を次に掲げる方法のうち2以上の方法によって行うものとする。</p> <p>(1) 市の広報紙への掲載</p> <p>(2) 有線テレビジョン放送</p> <p>(3) 市庁舎その他市の区域内の適当な場所における掲示</p> <p>2 市長は、前項の公募を行うに当たっては、市営住宅の供給場所、戸数、規格、家賃、入居者資格、申込方法、選考方法の概略、入居時期その他必要な事項を公示するものとする。</p> <p>第9条2 市長は、前項各号に規定する者について住宅に困窮する実情を調査し、住宅に困窮する度合いの高い者から入居者を決定する。</p> <p>3 前項の場合において、住宅困窮順位の定め難い者については、公開抽選により入居者を決定する。</p> <p>第11条 市長は、市営住宅の入居者を決定したときは、当該入居者として決定した者(次条第2項の規定により入居者として決定した者を含む。以下「入居決定者」という。)に対し、速やかに、その旨を通知するものとする。</p> <p>第12条 市長は、第9条の規定により入居者を選考する場合においては、入居決定者のほかに補欠として入居順位を定めて必要と認める数の入居補欠者を定めることができる。</p>

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<p>・公営住宅法</p> <p>第15条 事業主体は、常に公営住宅及び共同施設の状況に留意し、その管理を適正かつ合理的に行うように努めなければならない。</p> <p>第21条 事業主体は、公営住宅の家屋の壁、基礎、土台、柱、床、はり、屋根及び階段並びに給水施設、排水施設、電気施設その他の国土交通省令で定める附帯施設について修繕する必要があるときは、遅滞なく修繕しなければならない。ただし、入居者の責めに帰すべき事由によつて修繕する必要があるときは、この限りでない。</p> <p>・茅ヶ崎市営住宅条例</p> <p>第3条の3 市営住宅等は、安全、衛生、美観等を考慮し、かつ、入居者等にとって便利で快適なものとなるように整備しなければならない。</p> <p>第23条 市営住宅及び共同施設の修繕に要する費用は、次条第1号及び第2号に規定するものを除き、市の負担とする。</p>

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<p>・ 公営住宅法</p> <p>第15条 事業主体は、常に公営住宅及び共同施設の状況に留意し、その管理を適正かつ合理的に行うように努めなければならない。</p> <p>第21条 事業主体は、公営住宅の家屋の壁、基礎、土台、柱、床、はり、屋根及び階段並びに給水施設、排水施設、電気施設その他の国土交通省令で定める附帯施設について修繕する必要があるときは、遅滞なく修繕しなければならない。ただし、入居者の責めに帰すべき事由によつて修繕する必要があるときは、この限りでない。</p> <p>・ 茅ヶ崎市営住宅条例</p> <p>第3条の3 市営住宅等は、安全、衛生、美観等を考慮し、かつ、入居者等にとって便利で快適なものとなるように整備しなければならない。</p> <p>第23条 市営住宅及び共同施設の修繕に要する費用は、次条第1号及び第2号に規定するものを除き、市の負担とする。</p>

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<p>・公営住宅法</p> <p>第15条 事業主体は、常に公営住宅及び共同施設の状況に留意し、その管理を適正かつ合理的に行うように努めなければならない。</p> <p>第44条3 事業主体は、公営住宅若しくは共同施設が災害その他の特別の事由によりこれを引き続いて管理することが不適當であると認める場合において国土交通大臣の承認を得たとき、公営住宅若しくは共同施設がその耐用年限を勘案して国土交通大臣の定める期間を経過した場合又は第三十七条第一項(同条第七項において準用する場合を含む。)の規定による国土交通大臣の承認を得た場合においては、公営住宅又は共同施設の用途を廃止することができる。</p>

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<p>・公営住宅法</p> <p>第15条 事業主体は、常に公営住宅及び共同施設の状況に留意し、その管理を適正かつ合理的に行うように努めなければならない。</p> <p>第44条3 事業主体は、公営住宅若しくは共同施設が災害その他の特別の事由によりこれを引き続いて管理することが不相当であると認める場合において国土交通大臣の承認を得たとき、公営住宅若しくは共同施設がその耐用年限を勘案して国土交通大臣の定める期間を経過した場合又は第三十七条第一項(同条第七項において準用する場合を含む。)の規定による国土交通大臣の承認を得た場合においては、公営住宅又は共同施設の用途を廃止することができる。</p>

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<ul style="list-style-type: none">・ 公営住宅法第15条 事業主体は、常に公営住宅及び共同施設の状況に留意し、その管理を適正かつ合理的に行うように努めなければならない。 ・ 茅ヶ崎市営住宅条例第3条の3 市営住宅等は、安全、衛生、美観等を考慮し、かつ、入居者等にとって便利で快適なものとなるように整備しなければならない。 ・ 同条例第23条 市営住宅及び共同施設の修繕に要する費用は、次条第1号及び第2号に規定するものを除き、市の負担とする。

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<ul style="list-style-type: none"> ・ 神奈川県官公庁営繕協議会規約 第2条 協議会は、公共建築物の建築、修繕等（以下「営繕」という。）の事業を所管する国土交通省横浜営繕事務所（以下「国」という。）、県及び市町村が相互に連携し、営繕事業に関する諸問題について調査、研究等を行うことにより、当該事業の能率化及び技術水準の向上を図ることを目的とする。 ・ 地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法 第5条 都道府県、市町村、機構及び公社(以下「都道府県等」という。)は、地域における住宅に対する多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関し必要となるべき措置について協議するため、地域住宅協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。この場合において、都道府県等は、必要と認めるときは、協議会に、当該都道府県等以外の公的賃貸住宅等の整備等を行う者を加えることができる。 ・ 神奈川県地域住宅協議会規約 第2条 本会は、地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法第5条に基づく地域住宅協議会として、県、市町村、地方住宅供給公社及び独立行政法人都市再生機構の公共住宅供給事業主体間における協力体制を強化し、公共住宅に関する各種情報の交流等を通じて一体的な住宅施策の推進を図ることを目的とする。 ・ 神奈川県市町公営住宅連絡協議会規約 第2条 協議会は、関係各市町の緊密なる連絡協議により、公営住宅行政の円滑な推進を図ることを目的とする。 ・ 神奈川県湘南近隣市建築主務者協議会規約 第1条 本会は、神奈川県湘南地区の周辺において、公共建築事業を業務とする自治体相互の連絡を密にし、公共建築事業に係る諸問題を研究することにより、同事業の適切な運営を図ることを目的とする。

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<p>・公営住宅法 第15条 事業主体は、常に公営住宅及び共同施設の状況に留意し、その管理を適正かつ合理的に行うように努めなければならない。</p>